

田村市太陽光発電システム等設置費補助制度について

(平成21年度版 市民・事業所用)

1. 趣旨

地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、新エネルギーの利用拡大を目指し、太陽光・太陽熱利用機器を導入するかに設置費の一部を補助金として助成します。

助成を希望する方は、必ず事業を実施する前に申請してください。(※新築住宅の場合は建築前、既存住宅の場合は設置前、建売住宅の場合は購入前に申請する必要があります。)

2. 補助対象となる新エネルギー利用機器及び補助金額



太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換するシステムで、電力会社と電気受給契約を締結するもの。なお、設置する機器は未使用のものに限ります。

補助金額 1kWあたり2万円(住宅用は上限4kW、事業所用は上限10kWまで)

※千円未満切捨て

- (例1) 住宅に最大出力3.47kWの設備を導入した場合
 $3.47\text{kW} \times 20,000\text{円} = 69,400\text{円} \rightarrow$ 補助金額 69,000円 ※千円未満の端数は切り捨て
- (例2) 住宅に最大出力4.59kWの設備を導入した場合
上限4.00kW $\times 20,000\text{円} = 80,000\text{円} \rightarrow$ 補助金額 80,000円 ※上限4.00kWのため
- (例3) 事業所に最大出力8.00kWの設備を導入した場合
 $8.00\text{kW} \times 20,000\text{円} = 160,000\text{円} \rightarrow$ 補助金額 160,000円
- (例4) 事業所に最大出力200.00kWの設備を導入した場合
上限10.00kW $\times 20,000\text{円} = 200,000\text{円} \rightarrow$ 補助金額 200,000円 ※上限10kWのため



太陽熱高度利用システム

住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーにより温められた不凍液等の集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム。なお、設置する機器は未使用のものに限ります。

補助金額 補助対象経費の1/10以内の額 (上限10万円まで) ※千円未満切捨て

- (例1) 対象経費が800,000円の場合
 $800,000\text{円} \times 1/10 = 80,000\text{円} \rightarrow$ 補助金額 80,000円
- (例2) 対象経費が1,200,000円の場合
 $1,200,000\text{円} \times 1/10 = 120,000\text{円} \rightarrow$ 補助金額 100,000円 ※上限額が10万円のため

3. 補助対象となるかた

次の要件をすべて満たすかたとします。なお、補助金の交付は種類ごとに1世帯につき1回限りです。

- ① 自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅に機器を設置するかた及び市内の事業所等に機器を設置する事業者
- ② 市税等を完納しているかた
- ③ 以前に同一の種類の機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないかた
- ④ 太陽光発電システムを設置する場合は、電力事業者と電力受給契約を締結するかた

4. 受付期間

平成21年4月1日(月)から平成22年2月26日(金)まで

※注意 申請件数が多数の場合は機器ごとの予定助成件数を超えた日でその機器に対する受付を終了します。
なお、予算額を超えた日(消印又は持参日)の申請については抽選を行います。

5. 予定助成件数

太陽光発電システム・・・・・・・・ 一般住宅15件程度、事業所1件程度
太陽熱高度利用システム・・・・・・ 1件程度

6. 補助金交付に係る手続

補助申請の手続

助成を受けたい場合は必ず工事着手前に補助金交付申請を行ってください。

申請には次の書類が必要です。持参又は郵送により提出してください。

- ①補助金等交付申請書
- ②機器設置計画書（第1号様式）
- ③市税完納証明申請書（第2号様式）
- ④機器を設置しようとする場所の工事施工前の写真（2部）
- ⑤機器設置施工業者又は機器付き住宅販売会社が作成した、機器の設置に関する見積書の写し
- ⑥機器の形状、規格、構造等がわかるパンフレット等
- ⑦機器を設置する住宅の位置図
- ⑧建物所有者の機器設置に係る承諾書（当該建物の所有権を有しない占有者が申請をする場合）

事業への着手

必ず補助金交付決定後に事業へ着手をしてください。

事業完了後の手続

工事が完了した日から30日以内または、平成22年3月25日のいずれか早い方の日までに補助金等実績報告を行ってください。

実績報告には次の書類が必要です。持参又は郵送により提出してください。

- ①補助金等実績報告書
- ②機器の設置状況を確認することができる写真（2部）
※補助申請時に添付した写真と同方向より撮影し、付属機器等の写真と併せて提出してください。
- ③住民票（写）（機器が設置された住宅への居住が確認できるもの）
- ④機器の設置費に係る領収書（写）
- ⑤太陽光発電システムを設置した場合は、電力事業者との電力供給契約書（写）

補助金の支払

実績報告書提出後、書類に不備がない場合は市で確認検査を実施します。検査実施後に補助金交付請求書の提出をしていただき、指定する口座へ補助金を交付します。

- ①補助金交付請求書
- ②振込口座通帳の写し

7. 事業実施にあたっての注意事項

- (1) 必ず事業を実施する前に申請する必要があります。
※新築住宅の場合は建築前、既存住宅の場合は設置前、建売住宅の場合は購入前に申請する必要があります。
- (2) 最大出力は、kW（キロワット）単位、小数点第3位を四捨五入します。
- (3) 補助金額は、千円未満切捨てとなります。
- (4) 申請書及び実績報告書に貼付する写真は、設置前と設置後の比較ができる位置から撮影し、機器の設置箇所が明確に分かるように撮影してください。
- (5) 新築住宅へ設置する方は、住宅の契約書のほかに、太陽光発電システム部分の詳細が分かる明細を添付してください。
- (6) 補助申請後、設置するシステムの最大出力値や事業費に変更がある場合には、補助事業の変更承認申請が必要となりますので、担当課へご確認ください。
- (7) 補助にて設置した機器を17年以内に処分する場合は、処分承認申請書（第3号様式）を提出する必要があります。
- (8) 事業実施後、設備の利用状況等の報告を求める場合や各種調査への協力を依頼する場合があります。
- (9) 各種様式については、市ホームページからもダウンロードができます。

8. 工事写真（施工前・施工後）撮影にあたっての注意事項

- (1) 写真は設備の設置前と設置後が明確に比較できる位置から撮影してください。
- (2) 新築住宅へ設置する場合は、申請時に更地の写真が必要となります。建築後に同位置から撮影した際、建築前と同じ場所であることが確認でき、設備が写る位置から撮影してください。
- (3) 設置した設備の近景写真と、設置した住宅の全体が写る遠景写真の2種類を貼付してください
- (4) 写真はL版（8.9cm×12.7cm）程度の大きさとしてください。
- (5) 申請書及び実績報告書提出の直前に撮影した写真としてください。
- (6) デジタルカメラで提出用の写真を撮影する場合は、高解像度のものを使用し、機器等が鮮明に把握できる写真としてください。

9. 問合せ先及び提出先

- 田村市役所 総務部 企画課 企画調整係
〒963-4393 田村市船引町船引字馬場川原 20 電話 0247-81-2135
- 滝根行政局 地域振興課
〒963-3692 田村市滝根町滝根字神俣字関場 118 電話 0247-78-2111
- 大越行政局 地域振興課
〒963-4192 田村市大越町上大越字水神宮 62-1 電話 0247-79-2111
- 都路行政局 地域振興課
〒963-4701 田村市都路町古道字本町 33-4 電話 0247-75-2111
- 常葉行政局 地域振興課
〒963-4692 田村市常葉町常葉字町裏 1 電話 0247-77-2111

田村市太陽光発電システム等設置費補助金事務フロー

